

先進医療の保険導入に係る検討における指摘事項

及びそれに対する対応について

- 先進医療は、評価療養として将来的な保険導入のための評価を行うものとして位置づけられており、診療報酬改定に併せて既評価技術について保険導入に係る検討を行うこととされている。
- 令和3年12月2日開催の第105回先進医療会議において、1名以上の評価担当の構成員等から先進医療から取り消すことが適当と評価された技術、又は保険導入に係る検討に必要なエビデンスを集積する観点から特別に指摘のあった技術については、次回の診療報酬改定までに各技術に応じた指摘事項への対応を求めることとされた。
- 令和4年6月9日開催の第111回先進医療会議において、指摘内容とその課題について議論した際に、課題に対する現時点での対応案の提出を医療機関及び学会に求めることとしてはどうかという指摘があった。
- 令和4年9月8日及び10月6日に開催された第114回及び第115回先進医療会議において、医療機関及び学会から、指摘事項に対する回答および今後の対応案が提出され、会議で内容を確認した。その際に、更なる指摘があり、医療機関及び学会に照会を行うこととされた。
- この度、医療機関より回答が提出されたため、その内容を御確認いただきたい。